

13 世紀アイスランド農民の支配の構図と王権受容 —貢税プロセスの分析より—

松本 涼

はじめに

アイスランドは 870 年から 930 年頃にかけて、主にノルウェーの豪族層によって植民された。930 年頃の全島集会（アルシング）の成立から、1262/64 年のノルウェー王に対する貢税・臣従誓約受諾までの期間は、近代以降「自由国」*þjóðveldi* 時代と呼ばれている。この「自由国」社会は、農民集会を基盤とし王やそれに類する執行権力を持たないという政治体制から、中世ヨーロッパの他地域と比較しても特異な例として注目を集めてきた。しかし、アイスランドは 13 世紀に入ると内乱からノルウェー王への臣従＝「自由国」の終焉に至り、その後 1944 年の独立まで、長期間海外王権の支配に服することになる。そのような経緯を持つアイスランドにおいて、王権とはいかなる存在として捉えられてきたのだろうか。

アイスランドの歴史研究においては、19 世紀後半から 20 世紀半ばの独立運動期には特に、「自由国」社会が自由平等な農民による共和国として称揚される一方で、王権に対しては否定的なイメージが強かった。しかし、1970 年代以降は、海外の文化人類学・社会史等の新たなアプローチの成果を受け、ナショナル・ヒストリーの再考が進められた。その結果、近年では、理想化された「自由国」像やそれと対をなす 1262/64 年の臣従契約のインパクトは相対化されつつある。そのような中で、王権受容による断絶よりも継続、もしくは緩やかな変化を想定し、アイスランドに対してノルウェー王権の果たした役割に積極的な意義を見出す研究も現れるようになった¹。とはいえ、アイスランド内外を問わない「自由国」研究の蓄積に比して、王権下の社会に対する眼差しは依然として少ない²。しかし、王なき「自由国」の意義を、他地域との対話も重ねつつ明確化するためには、ノルウェー王権受容以降の状況も視野に含めた上で、社会の変化・継続の様相を描き出すことが必要と考えられる。

そのような視点から、筆者は前稿において、13 世紀中葉から 1280 年頃までのアイスランドを対象とし、王権受容前後の平和維持の在り方を考察した³。その結果として、臣従契約以前から続くノルウェー王権の平和維持への介入が、臣従契約・法制度の改編を経て

影響範囲を拡大してゆく様子、その一方で王権受容以後も存続するアイスランドの慣習の一端を示すことができた。本稿は、ほぼ同時期のアイスランドとノルウェー王権との関係を別の側面から検討し、前稿で描いた13世紀アイスランド社会像を補強する試みである。まずは次章において、本稿の関心に沿って「自由国」の社会構造を整理し、その上で論点を提示したい。

第1章 「自由国」の社会構造

(1) ゴジ・シングマン関係

中世アイスランド社会の主要構成員は「農民」である。アイスランド「自由国」社会における「農民」*bóndi*とは、定住生活を営む農場世帯の主を指し、借地農も含む（表、網掛け①-③）。気候条件の厳しいアイスランドでは、全住民が基本的にいずれかの農場に所属して生活していたため、農民は各農場世帯の主として、世帯員各自の利害を代表していたと想定できる。その中でも、一定以上の財産を有し、集会参加費を負担することで完全な法的権利を持つ人々が、全人口の10%程度と推測される集会参加費負担農民*þingfararkaupsbóndi*である（表①-②）⁴。

表：自由人男性の法的区分

bóndi		土地所有	定住	十分な動産	集会参加	裁判参加
	① 土地所有者	○	○	○	○	○
	② 借地農(上)	×	○	○	○	○
	③ 借地農(下)	×	○	×	○	△
	④ 日雇労働者	×	×	×	×	×
	⑤ 小屋住	×	×	×	×	×

△＝ 裁判において陪審・判事を務める資格なし。

(Jesse L. Byock, 'bóndi', Philip Plusiano (ed.), *Medieval Scandinavia: An Encyclopedia*, New York & London, 1993, p.51 より作成)

集会参加費負担農民は、ゴジ*goði*と呼ばれる有力農民と、それに追従するシングマン*þingmaðr*とに区分される⁵。ゴジとは、ゴジの地位*goðorð*を持ち、地域集会の召集・管理をおこなう有力農民である。そして、ゴジではない全ての集会参加費負担農民は、集会の場で特定のゴジを選び、そのシングマンとなるよう法により定められていた⁶。ゴジの選択は、原則として個々の農民が自由におこない、遠隔地域のゴジのシングマンとなることも

禁じられてはいなかった（実際には利便性の面から希であったと考えられる）。年1回に限りゴジの変更も可能である。つまり、ゴジ—シングマン関係は、原理的には一対一の対面的な結びつきを基本とする、柔軟なものだったといえる。ゴジはシングマンの保護を義務とし、地域のリーダーとして治安維持・問題解決を期待される存在であった。一方、シングマンはゴジに付き従い集会に参加し、裁判や紛争の際にはゴジを援助した。このような保護—追従の双務契約に基づく支配関係が、執行権力の存在しない「自由国」において、農民の社会生活の基盤をなしていたのである。

（2）農民の負担

次に、「自由国」時代の農民の経済的負担について整理する。「自由国」時代における主な負担は、十分の一税*tiund*と集会参加費*þingfararkaup*の2種である。アイスランドは1000年頃にキリスト教に改宗し、1056年から1116年にかけて二つの司教座が設置された（西・南・東区：スカルホルト／北区：ホーラル）⁷。十分の一税は1097年に導入され、60エル⁸以上の財産を持つ16歳以上の男女すべてに課された。税収は司教分／司祭分／教会堂分／貧者分に四等分され、教会堂分は教会の立つ農場を管理する者（＝教会管理者）が受け取る。ただし、教会管理者は多くの場合世俗有力者であり、司祭もその世帯内や親族から供給されることが多かったため、実質上、教会管理者が税収の2分の1を受け取ることになる⁹。

他方、集会参加費とは、年一回開催される全島集会に参加しないシングマンがゴジに支払う負担と、参加するシングマンへゴジが支払う旅費との双方に対する呼称である¹⁰。集会参加費の詳細については、その額も含め史料上たどることができないが、農民の支出とゴジの出費はほぼ釣り合っており、ゴジに利潤は残らなかったという解釈が主流である¹¹。

以上のほかにも、「税」*tollr*と呼ばれる各種の供出金や臨時の小額負担などが数例知られている¹²。その中で、異教時代に神殿を管理する神殿司祭（ゴジ）に地域農民が支払うべきとされた「神殿税」*hoftollr*については、ゴジの収入源とみなす向きもある。しかし、神殿税についての限られた証言は、すべて出来事から数百年の時を経て書かれたものであり、同時代史料は存在しない¹³。そのことから、神殿税は後代の十分の一税もしくは集会参加費の異教時代への投影とする見解¹⁴、あるいは、かつて存在したとしても神殿の維持費¹⁵、もしくは祭宴への参加費に過ぎない¹⁶、という見方が強い。

結局のところ、ゴジが正当に課すことのできる集会参加費も、シングマンとの合意に基

づく集会参加という特定目的のための出資であり、ゴジの利潤となるものではなかった。つまり、実質的には十分の一税が教会を所有するゴジの重要な収入源となっていたが、理念上、「自由国」の社会制度においてゴジという支配層を養うための「税」は存在しなかったのである。

(3) 13 世紀のゴジと「羊税」

しかしながら、「自由国」末期の内乱期（ストゥルルング時代：1220 年頃—1262 年）に至るまでに、ゴジと農民との関係は変化をみせる。一言でいえば、ゴジが社会的に上昇し、農民の階層化が進むのである。それは研究上、「大首領（大ゴジ）」／「大農民」／農民の 3 階層への分化として知られている¹⁷。

まず、かつてのゴジが複数のゴジの地位を集積し、大首領となる。1200 年頃までには、少数家系に属す人々によってほぼすべてのゴジの地位が占有され、明確な境界をともなう支配領域が形成される¹⁸。ここにおいて、ゴジ—シングマン関係は柔軟さを失い、支配領域内に住む農民は、半強制的に同じ大首領に追従することとなる。大首領はアイスランド内において最上層に位置し、支配層となる一方、しばしば海外宮廷へと赴き、特にノルウェーの王や有力者の従士となって個別に臣従していた。彼らは主君から贈られた武具やマントを身に付け、旗を掲げるなど、身なりや生活様式の点でも他の農民からは区別されつつあった。

一方、大首領以下にも、大農民と呼ばれる階層が生じる。彼らは、大首領が放棄した、地域内の管理権（かつてのゴジの権威）を引き継ぐ有力者であり、多くの場合、大首領家系と婚姻関係を結んだ。とはいえ、大農民の場合は、大首領や司教との接触においてのみ史料上言及され、大農民自身の出自等の情報が詳しく語られることは殆どない。この点からも、大農民とそれ以外の農民との境は曖昧であり、大農民は農民集団のフロントマン的な存在にとどまったとみなされている¹⁹。

特に王権との関係を考える際、経済的格差以上に問題となるのは、大首領層は直接王と対面が可能であるのに対して、それ以下の農民は、使節を通して間接的にしか王権に接触できない点であろう。そこに、王権への態度の違いも現れると考えられる。

以上のような状況下に、「羊税」*sauðakvöð* (*sauðatollr*) と呼ばれる臨時負担が出現する。羊税は大首領が自らの財政補完のために支配領域内の農民から羊を徴発するもので、史料上確認される事例はすべて 13 世紀中葉のものである。1940 年にエイナル・Ól・スヴェイ

ンソンは、「羊税が農民たちの同意を得て課されたのは確かだが、個々人の意思は重視されなかった。おそらく、13世紀以前には、このようなシングマンからの支出は知られていなかった」と述べ、羊税をストゥルルング時代における大首領による農民の搾取、農民の無力化の証左とみた²⁰。大首領に対する農民の影響力に否定的な彼の見解は、同時期を「自由国」＝「自由平等な農民の共和国」の崩壊期とみる著書全体の主張に沿ったものであり、その後、1970年代からの論争を経て見直されることになる²¹。とはいえ、羊税の賦課に当たり、原則として農民集会における事前の同意が必要とされたことをいち早く指摘している点には留意すべきであろう。

その後、「自由国」像の相対化の流れの中で、バイヨックは、羊税が定期税とはならず一時的な賦課にとどまったことから、その影響力の過大評価を批判した。とはいえ、集会参加費が特定の個人による特定の目的のための支払いであったのに対し、羊税は支配層に収入をもたらす目的で集められた点から、両者の性質の違いを強調する。ただし、大首領の羊税要求に対し、農民が抵抗・拒否の態度を取る事例も多いことから、農民は大首領という支配層一般に対し課税権を認めたわけではなく、むしろ、伝統的な自分たちの権利に固執したとみている²²。

次いで、ヨーン・ヴィザル・シグルズソンが、定期的か臨時かは不明瞭だが、羊税はゴジの交代にともない徴収される傾向にあったことを指摘している。さらに、一事例について税収の総額を試算し、それが大首領にとって、特に権力形成段階において重要な財政上の意味を持ったことを示した²³。

以上のように、先行研究においては、羊税はまずストゥルルング時代における大首領権力の拡大の指標とされてきた。しかし同時に、課税のプロセスにおいて農民の同意を必要とした点から、同時期の農民集団が、大首領の支配に対して一定の発言力を持っていた証ともみなされる。いずれにせよ、羊税の賦課が13世紀における支配—被支配関係において、相互交渉のひとつの焦点となっていたことは間違いない。そして、羊税の出現は、13世紀アイスランドの農民社会に生じた支配関係の変化と軌を一にしている。それゆえ、羊税をめぐる状況からは、13世紀アイスランドに特有の支配の構図が見出しうると考えられる。

また、これまで羊税はあくまで「自由国」の枠内で考察されており、同時期に進行していたノルウェー王への貢税受諾との関連については触れられることがなかった。しかし、第3章でみるように、史料上、王権の受容が「臣従誓約と貢税」の受諾という二要素で表

現されることから、税負担／貢税は、同時期における王の支配の中核をなしていたと考えられる。したがって、本稿では、まずは羊税を手掛かりに 13 世紀中葉のアイスランドにおける支配の構図を析出し、ノルウェー王権受容過程における貢税をめぐる状況との比較を試みる。

なお、具体的考察に入る前に、「農民」という用語の示すものについて、再度確認しておきたい。オッリ・ヴェーステインソンは最近の論考において、サガ中に言及される農場の資産価値に関し、近年盛んな考古学調査の成果を用いて詳細な分析をおこなった。その結果、12-13 世紀には、サガに登場するようなごく少数の富裕な土地所有者と、それ以下の中小農場主との経済的・社会的格差は、従来想定されてきたよりも大きかったと主張した²⁴。「自由国」の農民像はアイスランド中世史において最もポレミックなテーマの一つであり、オッリの見解の当否についてここで検討することは難しいが、少なくとも、本稿の分析対象があくまで 13 世紀アイスランドの上層住民の政治文化に限られており、これ以降農民と表記する際にも、そのような上層住民を想定していることを明記しておきたい。

第 2 章 「羊税」考：13 世紀アイスランド農民の支配の構図

ストゥルルング時代のはじまりにおいて、アイスランドでは 5 大家系（アースビョルン一族・ストゥルラー族・オッディー族・ハウカダラー族・スヴィーナフェル一族）に属する者が支配領域を形成し、互いにしのぎを削っていた。以下では、同時期の社会状況に関する主史料である『ストゥルルンガ・サガ』²⁵から羊税の事例を抽出し、年代順に検討を加えてゆく²⁶。

(1) 「アイスランド人たちのサガ」 79 章 (1230 年)

まず取り上げるのは、1230 年秋のホーラル司教グズムンドの行動に関するものである。このとき、司教は大勢の人々を連れ、北部・西部を旅して回った。西部の大首領ソールズとストゥルラ（ストゥルラー族）はそれを望まず、司教に、ラクスアールダルという地域へ行き、そこにとどまるよう要請する。その代わり、司教一行が滞在すべき農場には、ストゥルラが羊を供給することが約された²⁷。

司教グズムンド・アラソン（在位 1203-1237 年）は教会改革志向を持ち、俗人の教会管理に激しく反対し、貧者や無法者を引き連れて各地を巡回していたため、俗人有力者からは概ね厄介者扱いをされていた²⁸。この場面では「羊税」という用語は現れないが、バイ

ヨックはこの例も羊税の一例として言及している²⁹。しかし、羊の供給先は、交渉の末に司教が滞在すべきとされた農場であり、供給源はストゥルラの所有する農場である。つまり、この場面は地域農民からの羊の徴発ではなく、大首領個人の責任による司教一行への食糧供給を示しており、他の例とは状況が異なるといえる。

(2) 「ソールズ・カカリのサガ」 36-37 章 (1245 年)

次に、「ソールズ・カカリのサガ」 36 章では、北区スカガフィヨルド地域の大首領コルベイン・ウンギ（アースビョルン一族）の傷が悪化し、死に至るまでが語られる³⁰。死期を悟ったコルベインは、遠縁に当たるブランド・コルベインソンに自身のゴジの地位と支配領域を託そうとする。コルベインは病床を見舞う人々に、ブランドがゴジの地位を引き継ぐべきであると主張し、ブランドの親族、地域の他の有力者、コルベインの追従者たちも次々とブランド支持を表明する。なかでも、最も熱心にブランドを支持したのは地域の農民たちだった。その後、コルベインは息を引き取る。彼の死は、スカガフィヨルドのすべての人々にとって大きな悲しみであった、とサガは語る³¹。

次章では、コルベインの遺志通り、ブランドがスカガフィヨルドのゴジに就任する。

その後、ヘスタシングスハマルで会合が持たれた。そこには地域中から、さらに荒野の西からも大勢が集まった。そこでブランドが、以前に定められたその地区全体〔のゴジ〕に選ばれた。彼は地区全体から、コルベインが以前持っていた収入と羊税を獲得した。彼はスタズに大きな農場**bú**と多くの人々を維持していた。³²

（〔 〕内は筆者による補足。以下同様。）

この一連の場面においては、新たなゴジの承認と羊税徴収がスムーズにおこなわれている。その要因として、第一に前任者の強い支持と事前の根回しが挙げられるだろう。追悼の描写からも、コルベインが地域農民に多大な人気があり、その意向が強い影響力を持ったことが推察される。さらに、その血縁者であるブランド自身も人々に人気があった。このように好条件が揃った場合、前任者からの権利の継承はスムーズで、羊税の徴収も支障なく実行されている。なお、引用部末尾に現れる **bú** は、農場そのものだけではなく世帯経営の全体を表す。それゆえ、「大きな **bú** と多くの人々」の維持はブランドの資産の豊かさのアピールであり、羊税収入の効果も暗示する。

(3) 「ソルギルス・スカルジのサガ」 13-14 章 (1252 年)

次に着目するソルギルス・スカルジは、ストゥルラー族出身の若者であり、十代でノルウェーへ渡りノルウェー王ホーコンの従士となる。ホーコン王は後にアイスランドの臣従を実現させる王であるが、特に 1240 年頃から、多くのアイスランド人が彼の従士となっていた。ソルギルスもその一人で、ノルウェーで名声を得、王の信頼も厚かった。彼は 1252 年にアイスランドへ戻ると、西部の一地域ボルガルフィヨルドにおいて農民集会を召集した³³。ソルギルスは、その場で王の書簡を読み上げさせ、集まった地域農民たちに承認を求める。書簡の具体的内容はここでは語られないが、それを理解するためには、同地域の支配権をめぐる状況を整理する必要がある。

ボルガルフィヨルドは、当初ストゥルラー族のスノッリ・ストゥルルソンが支配していた。しかし、スノッリはホーコン王の従士であったにもかかわらず、王に背反したとみなされ、王の密命を受けた別のアイスランド人従士によって 1242 年に殺害された。それ以降、王は反逆者の財産・所領を没収する権利を持つという従士契約の規定を根拠に、スノッリの所有していたゴジの地位と支配領域の相続権を主張し続ける。王は既に、1247 年にストゥルラー族のソールズ・カカリに対し、王の代理としての同地域の支配権を授与しており、ソールズは実質的な支配を確立していた。ところが、ソールズもスノッリと同様に、全アイスランドを王に臣従させるというホーコン王の政策に協力しなかったため、1250 年にはノルウェーに召喚されてしまう。そのような事情を背景として、ソルギルスは、ソールズに代わり王の政策へ協力することを条件に、ボルガルフィヨルドの支配権を授与され、帰島したのである。

ところが、農民たちは、ノルウェー王はその地域に何の権利も持たないと主張し、彼らが以前支配を承認したソールズ・カカリの指示を待つという態度を取る。集会は紛糾し、結局、ソルギルスがゴジとして承認されることはなかった。それでも、ソルギルスは農場の管理人との個別交渉によって、地域の中核農場であるレイキャホルトの獲得に成功する³⁴。ソルギルスはその後、レイキャホルトに人を集め、勢力を醸成してゆくことになるが、彼らの浪費は激しく、ソルギルスは同年に地域農民から羊税を徴収する。

そのとき [1252 年秋]、羊税のために地域全体に人が送られた。それは集められた。

ソルギルスは、オーラーヴとソールハルの兄弟から食用肉を購入するために、ベルグ

をブレッカへ送った。しかし、それは得られなかった。ベルグは彼らの返答を快く思わなかった。³⁵

この一連の出来事からも、支配の承認を農民集会に諮るという慣習が維持され、その場において農民集団が一定の発言力を持っていたことを看取できる。ノルウェー王の権威も、それだけで農民の支持を得るに足るものではなかった。そのことは、ソルギルスと同じように王の命を受けて帰国した別の二人のアイスランド人の場合と比較すると、より明確になる。1252年に、王はスノッリの支配領域の管理権を、3人のアイスランド人従士に分割して授与した。すなわち、ハウカダルー族出身のギツル・ソルヴァルドソンに北区の西部地方とエイヤフィヨルド、フィンビョルン・ヘルガソンに同じく北区のシングエイヤルシング、そしてソルギルスにボルガルフィヨルドである。3人のうち、ソルギルスとフィンビョルンは農民たちの抵抗に遭い、実質的な支配を確立することはなかった。それに対して、ギツルの場合は北区スカガフィヨルドにおける集会でゴジとして承認される³⁶。ソルギルスと、ゴジ家系の出身ではないフィンビョルンがこの時点でアイスランド内に支持基盤を持っていなかったのに対し、ギツルは出身地域の南区に強力な基盤を持っていたことに加え、事例(2)で言及したアースビョルン一族とも同盟関係を結んでおり、折にふれて北区を訪れていたことから、既に北区の農民からある程度の支持を得ていた可能性が高い。つまり、ここからは少なくとも、農民たちがある有力者の支配を受け容れるか否かの判断基準が、ノルウェー王の権威ではなく、対面的に築かれた友好関係に大きく拠っていることが指摘できるだろう。

ただし、農民集団の影響力には限界があった。農民たちは、集団としてはソルギルスに一切の権力を認めない意思表示をしていたにもかかわらず、結果的に重要な拠点（レイキヤホルト）を与えてしまっている。ソルギルスはそれによって勢力を強め、地域農民の意思を無視し、実質的にはゴジのように振舞うことができた。ソルギルスは、羊税徴収の前後にも、引用文中で部下ベルグの要求を拒否したオーラーヴ兄弟の元をはじめ、地域の有力農民の農場へ押し入り、半強制的に農民から食糧や貴金属を巻き上げる、もしくは取り巻きとともに饗応と贈与を受けて回るという手段を採っている³⁷。ここでは、羊税の徴収も、そのような実力行使の延長上にあったとみなせるだろう。ストゥルルング時代の大首領は、常に周囲に多くの取り巻きを維持し、軍事行動やノルウェー渡航を実行するため、相当の資産を必要とした。羊税もそのような需要による緊急の金策の一種として現れたと

考えられるが、より頻繁におこなわれたのは、個別農場からの掠奪に近い物資調達の方である³⁸。

(4)「ソルギルス・スカルジのサガ」54-62 章 (1255 年)

次の例も同じソルギルスに関するものである。状況の変化から、ソルギルスは西部地域の支配をあきらめ、北区スカガフィヨルドのゴジの地位を狙うことになる。ソルギルスの場合、スカガフィヨルドのゴジ候補として勝算が高かったとは決していえない。事例 (2) でゴジとなったブランド以降の支配権の遷移を確認すると³⁹、まず、1246 年にブランドを敗死させたのち、ソールズ・カカリが 1250 年まで支配権を握っていた。ソールズがアイスランドを離れてからは、事例 (3) でも触れたように、1252 年に帰島したギツル・ソルヴァルドソンが農民たちの支持を得てゴジとなる。ところが、ソールズ・カカリから同地域の管理を委託されていた代理人たちはギツルの支配を認めず、抗争の末、1253 年秋にギツルの農場を焼き討ちする。ギツル自身は難を逃れたものの、妻子をはじめ多くの犠牲が出た。ホーコン王はギツルにこの事件に対する復讐を禁じ、1254 年に彼をノルウェーへ召喚する。しかし、その後もアイスランドではギツルとソールズ・カカリそれぞれの代理人の間で復讐の連鎖が続いた。そのような不穏な情勢の中で、ソルギルスはギツル側に与し、1255 年夏にソールズ・カカリの代理人たちを破っている⁴⁰。

その後、ソルギルスは地域農民の集会に赴き、自分をゴジとして承認するよう要請する⁴¹。その根拠として、自分がかつてのゴジ、コルベインの親族であることを挙げるが（ソルギルスの母シグリーズはコルベイン・ウンギの姉妹）、農民たちは要求を拒否する。ソルギルスも一旦は引き下がるものの、集会解散後、リーダー格の大農民ブロッディと個別に交渉をおこない、しばらく後に再度農民集会を召集する。農民たちは再びソルギルスを拒否し、その理由として、ソルギルスの抱える問題を列挙する。すなわち、司教により破門を受けていること、他の首領との紛争状態、窮乏と浪費の激しさである。結局は、ブロッディのとりなしによって農民たちはソルギルスをゴジとして承認し、再度ブロッディの提案により、ソルギルスに羊税を支払うことが決められた。後日、支配領域全体の農場から羊税が集められた⁴²。こうして、念願のゴジの地位に就いたソルギルスは、盛大な宴会を開き、地域の有力農民を招いて立派な贈物をした。すると、農民たちは彼に対する態度を一変させ、「彼らが常に望んでいたように、コルベインが生まれ変わって帰ってきたようだ」と思うほどになった⁴³。

事例（2）のブランドは、コルベイン・ウンギと祖父同士が兄弟であり、甥であるソルギルスよりも遠縁であった。しかし、ソルギルスのゴジ承認までの道のりとブランドの場合を比較すると、血縁関係はゴジの地位に決定的ではないことがわかる。中世アイスランドでは愛妾の習慣も一般的であり、特に有力者間では、同盟関係の構築という戦略的意味もあって広汎におこなわれていた。相続規定などで嫡子と庶子の区別は確かに存在したが、特にストゥルルング時代のような内乱期においては、正嫡であることよりも個人の資質が台頭の鍵だったといえる⁴⁴。ソルギルスが、多くの否定的要素にもかかわらず、最終的にゴジの地位を獲得し羊税の徴収にまで至った主因は、リーダー格の大農民の懐柔により、農民集団の意見のコントロールに成功したことといえるだろう。

また、ゴジ就任後のソルギルスに対する農民たちのあからさまな態度の変化は、地域農民に利益をもたらすゴジが好評価を得ることを端的に示している。ヨーン・ヴィザルは、窮乏していたはずのソルギルスが（「彼は手ぶらでやって来た」⁴⁵）、宴会・贈与によって迅速に地域有力農民との友好関係を確立しえたことを羊税収入の効果とし、大首領の権力形成段階における羊税の重要性の証左としている⁴⁶。

ただし、ここで留意しておきたいのは、集会の決定を無視し、羊税支払いを拒否する農民の存在である。

スケggiという男がいた。彼は助祭に叙階されており、ホーラル〔司教座〕の管理人だった。彼はカールヴスタジルに農場を持っており、非常に裕福で十分な量の家畜を持っていた。しかし、羊が集められたとき、彼は羊一匹たりとも与えようとせず、ソルギルスにほかの何も与えなかった。⁴⁷

スケggiの対応を知ったソルギルスは、4、5人の部下を派遣し、何らかの奉仕をするよう脅迫させる。それでもスケggiは屈せず、交渉は口論から戦闘に発展する。双方に負傷者が出るが、結局、スケggiはソルギルスの手勢を追い返すことに成功した。

スケggiの農場には男女を問わず多くの人間がいたと言及されており⁴⁸、それゆえに相手の撃退に成功したと考えられる。つまり、実力次第では、個々の農民も大首領に対抗することができた。しかし、そのような例は全体からすれば少数である。

（5）「アイスランド人たちのサガ」194章（1259年）

ソルギルスは、1258年に殺害される。同年、ギツル・ソルヴァルドソンが、ホーコン王より「アイスランドのヤール（侯）⁴⁹」の称号を授与され帰島する。翌春、ギツルは再び支配を確立するため北区を訪れ、農民たちは彼を温かく迎えた。

多くの人々が春季集会にやって来ていた。スカガフィヨルドの農民たちは、そのときヤールの農場búを援助した。彼に集会参加費を支払うべき者各自が、雌羊一匹を与えることによって。⁵⁰

春季集会において、集会参加費を支払うべき者（全島集会に参加しない者）がゴジに支払いをすること自体は通例と考えられるが、「ヤールのbú（農場世帯、生計）を援助する」という目的は、従来の「集会参加費」の役割を逸脱している。しかし、ギツル自身から負担を要求したわけではなく、さらに、この場面の前後にも、ギツルは行く先々で農民たちの歓待と贈物を受けている。事例（3）でも触れたように、ギツルに対する北区の農民たちの支持は以前より厚かった。その点からしても、ここでの羊の供出は、アイスランド初のヤールのタイトル授与という名誉を得て帰還したゴジに対する、農民側の自発的寄与と捉えた方が適切であろう。また、ギツルが春季集会の前に、焼き討ちに遭った農場の代わりに同地域に新たな農場を購入したことも、農民たちの寄与の背景にあったと推測できる⁵¹。

第2章の小括として、王権受容直前期におけるアイスランド農民の支配の構図を整理しておきたい。まず、領域支配が顕著となったストゥルルング時代にあっても、特定地域のゴジとなるには地域農民の承認が必要とされた。そして、この時期新たに登場する羊税という臨時負担は、明確にゴジの財政補助を目的としていたが、それでも集会参加費と同様、原則として地域農民との合意に基づいていた。この時期、大首領とそれ以下の農民との間には、経済的・社会的・文化的に、以前よりも深い溝が存在していたと考えられる。それにもかかわらず、支配の前提として農民の合意を得る必要は、大首領層にも依然として認識されており、農民の発言の場である集会の存在を保障していたのである。集会という場において、農民集団は、ゴジを受け容れた際の利益と不利益とのバランスを考慮した上で、彼らに自分たちの利に適う「支配」を期待することができた⁵²。

とはいえ、その発言力には限界があり、ゴジの承認・羊税賦課の双方について、実際には、集会における総意がゴジの実力によって押し切られる場合もあったことは確かである。

なおかつ、個別の農場世帯は、頻繁にゴジによる掠奪や暴力の危険に晒されていたことにも留意する必要がある。

第3章 「税」 tollr から「貢税」 skattr へ：貢税受容のレトリック

大首領と農民の間で羊税をめぐるやり取りが交わされていたのとはほぼ同時期のアイスランドでは、一方で、ノルウェー王への貢税という問題も浮上していた。本章ではまず、『ホーコン・ホーコンソン王のサガ』より貢税受容に至るプロセスを確認する。

(1) 貢税受容のプロセス：『ホーコン王のサガ』（1247-1262 年）

『ホーコン・ホーコンソン王のサガ』（以下『ホーコン王のサガ』）は、アイスランドに臣従を認めさせたノルウェー王ホーコン（在位 1217-1263 年）の伝記的サガであり、王の死後、息子マグヌス王の指示の下、アイスランド人ストゥルラ・ソールザルソンが編纂した。王の誕生から死（1203-1263 年）、若干の後日談まで年代順に記述されている⁵³。

『ホーコン王のサガ』において、アイスランドの臣従という話題が最初に現れるのは 1220 年のことである。ここでは、ノルウェー人がアイスランド人に殺害された事件を理由に、スクーレ侯がホーコン王にアイスランドへの派兵を進言する。しかし、当時宮廷に滞在していたスノッリ・ストゥルルソンがスクーレ侯の説得に成功し、派兵は阻止された。そのとき、スノッリは王の従士となり、武力ではなく説得によってアイスランドを王権に臣従させるという任務を託される⁵⁴。しかし、スノッリはその後王に協力せず、最終的に暗殺されることになった。

次の言及は、スノッリの甥にあたるストゥルラ・シグワトソンが、1234 年にノルウェー宮廷を訪れた際の記述である。アイスランドの内紛についてストゥルラが王に話したところ、ホーコン王は、一人の支配者が全島を治めれば平和がもたらされるに違いないと述べる⁵⁵。そして、ストゥルラに自分への協力を要請した上で、アイスランドへ帰還させる。

上記 2 例は、アイスランドに対する政治的関心が 1220 年頃からノルウェー宮廷に存在したこと、ならびに軍事遠征ではなく、アイスランド人有力者を従士として利用するという政策の起源を示す。とはいえ、ここまでは貢税についての言及もなく、具体的内容に乏しい。アイスランドに対する政策が本格化するのには、ホーコン王の戴冠のために、枢機卿がノルウェー宮廷を訪れた 1247 年以降のこととなる。1247-1262 年の描写には、ホーコン王（の使節）とアイスランド農民間の断続的な交渉の様子がみられる。

まず、1247 年には、ソールズ・カカリがホーラル司教ヘインレク（ノルウェー人）とともにアイスランドへ帰還する。彼らはアイスランドの全住民に対して、ホーコン王の支配下に入り、「彼らが同意した額の税の支払いskatt-gjafirをするよう」⁵⁶説得するという任務を負っていた。ここではまず、ノルウェー王の要求した貢税が、農民たちの同意に基づく額となるよう指示されていることを確認しておきたい。

その後、王の政策に非協力的であったソールズが 1250 年にノルウェーに呼び戻され、1252 年にソルギルスら 3 人の従士が代わりに派遣される。さらに王は、政策実現を急がせるため、1255 年にはノルウェー人の従士イーヴァル・エングラソンをアイスランドへ送る。イーヴァルは当初、スカールホルト司教シグヴァルズ（ノルウェー人）の元を訪れるが、司教が王にあまり協力的でないと感じ、翌年の春には北区へと赴き、ソルギルス・スカルジと司教ヘインレクに協力を要請する。彼らはともに北区で農民集会を開き、その場で王の意向を聞いた北区の農民たちは、貢税を受け容れる。

彼らはスカガフィヨルドの全農民を集め、イーヴァルとともに王の政策を推し進めた。そして、スカガフィヨルドとエイヤフィヨルドの全住民と北区の大部分の農民は、王に対し、彼らがイーヴァルに同意した額の税skattrを支払うことに同意した。イーヴァルはその夏に出航したが、今回の任務の成果は、彼が意図していたほどではないと思った。それはギツルの大勢の友人と義兄弟たち、それにソールズの親族と友人のせいだと思われた。⁵⁷

その後、ソルギルスが 1258 年に殺されると、ホーコン王はギツル・ソルヴァルドソンにヤールの地位を与え、アイスランドへ向かわせる。しかし、ギツルもまた王の意向に従わず、その様子を伝え聞いた王は、1260 年の夏に再びノルウェー人従士を派遣する。彼らは全島集会に赴き、ギツルと他の有力者たちの前に、アイスランドの臣従を求める王の書簡を提示した。その対応について農民たちの意見は分かれ、集会は紛糾する。ギツル自身は王の書簡を支持したが、それに対して、ギツルの支持者である南区の農民たちの大半は貢税に反対した。結局、貢税は受け容れられず、ノルウェー人従士たちは同じ夏のうちにノルウェーへ戻った⁵⁸。

大半のアイスランド人従士は、ノルウェー宮廷滞在中は王と友好関係を保つが、アイスランド内においては王の政策に消極的な態度を取った。この局面では、別の従士の面前と

いう状況からギツルは王権側に与しているが、支持者である農民たちはギツルの真意を汲み、貢税に反対したと考えられる。そのようなギツルの叛意をノルウェー人従士たちも察していた様子が、彼らの王への報告から窺える（「南区の人々は、あれほど不遜に貢税を拒否することはなかつただろう。もし彼らが、それがヤールの意思に反することだと知っていたら」⁵⁹）。

翌 1261 年秋には、グリーンランドがノルウェー王への臣従を受け容れたというニュースが届く。同年の夏、既にホーコン王はアイスランドにも、ノルウェー人従士ハルヴァルズ・グルスコを派遣していた。ハルヴァルズはその冬アイスランドにとどまり、ギツル・ヤールに任務遂行を迫った。それを受け、ギツルはまず、前年に貢税を拒否した南区の農民たちとの会合を開く。そこで、一部の農民は王に忠誠を誓った。その後、ギツルは北区へ向かい、その地の農民たちとも会合を持つ。農民たちは貢税の支払いを承認するものの、支払うべき額については意見が分かれた。

農民たちは、要求された支払いのために、ヤールに高額の出費を約束した。ある農民は 2 フンドラズを約束した。ある者は 1 フンドラズ、ある者は 12 エイリル、もしくは 10 エイリルを。ある者はより少ない額を。それを聞いた時、ハルヴァルズは言った。王は、農民たちがそのような莫大な出費に苦しむことは望んでいない。彼は言った、王は、農民の臣従誓約と、彼らにとって支払いが負担とならない程度の税 *skattr* を望んでおられる。その代わりに、王は保護と法の改正を約束した。⁶⁰

ここでも、ノルウェー王があくまで、農民の合意に基づく額の貢税を望んでいることが示されている。その後、この件は 1262 年の全島集会へ持ち込まれ、全島から大首領に率いられた農民たちが集まった。ここでは、「北区と、南区のうちショールスアーの外〔西、ギツルの支配領域〕から来た多くの良き人々が」⁶¹、ノルウェー王への臣従と貢税を誓約した。全島集会の解散後、西区の人々は、地域集会において従士ハルヴァルズと司教シグヴァルズの主導によって誓約を受け容れ、それによって「ショールスアーより東の南区の人々と、東区の人々を除く」⁶²アイスランドの住民は、ホーコン王に対する臣従と貢税を受諾したことになる。その後、1264 年までには、残りの地区の住民も同様の誓約を承認したと考えられている⁶³。

以上のようなプロセスを経て、最終的に、アイスランドの全住民がノルウェー王への貢

税と臣従を誓約することになった。一連の交渉の描写では、ノルウェー王の課す貢税額が、農民との合意に基づき、過度の負担とならないよう配慮されていることが繰り返し強調されている。しかし、歴史であり物語であるサガという史料の性格上、交渉における発言の細部に至るまで史実とみなすことはできないし、『ホーコン王のサガ』に対し指摘されているプロパガンダ的性格からしても⁶⁴、貢税額への配慮が単なる誇張や定型表現である可能性も捨てきれない。そこで、次に臣従契約受諾以降の貢税の在り方について、別史料から若干の補足をおこなう。

(2) 臣従契約後の状況

まず、1262年の臣従契約（「ギツルの契約」）の内容を確認すると、第一項において貢税に関する言及がみられる。

これは北と南の地の農民の協約である。

1. 彼らは永久に税skattr、土地、臣民を、誓いをもってノルウェー王に承認した。20エルを、集会参加費を支払うべき者各自は〔負担する〕。⁶⁵

ポウリョーザの分析によれば、1263年から1302年の間になされたと考えられる臣従契約（「古契約」）にも、第一項として「法書が定めている通り、王に税skattrと集会参加費を支払う」という文言がみられるが、「20エル」という額が明記されているのは、伝存する12のテキスト中3つのみである⁶⁶。パイヨックは、20エルという額が「自由国」時代の集会参加費とほぼ同額であり、農民たちに新たな負担は課されなかったという見解を提示している⁶⁷。しかし、集会参加費の詳細が不明である以上、両者の比較には慎重であるべきだろう。

20エルの貢税の詳細については、1281年に全島集会で採択された新法『ヨーンスポーク』「臣下の義務の章」第1条に言及がある。そこでは、すべての集会参加費負担農民が王に20エルを税skattrとして支払うべきこと、そのうちの10エルは王の役人（地方行政官sýslumaðr）の取り分とすべきことが述べられている⁶⁸。さらに、同法「集会参加の章」第2条によれば、地方行政官はその取り分の中から、自らの管轄する行政区（sýsla）から選出した全島集会への参加者（nefndarmaður）に対し、旅費を支払うべきとされた⁶⁹。1人の集会参加者が受け取るべき額は、集会地であるシングヴェトリルからの距離により変動す

るが、半マルク（4 エイリル）～2 マルク（16 エイリル）と定められている⁷⁰。これを 1 エイリル＝6 エルとして換算すると、24 エル～96 エルとなる⁷¹。仮に、この額を「自由国」時代の集会参加費（＝旅費）と同等とするならば、シングマン 9 人につき 1 人という原則から、8 人で 1 人分の旅費をまかなうとして、1 人の負担は 3 エル～12 エルとなる。その場合、従来シングマンがゴジに支払っていた集会参加費に比して、20 エルという負担は、地域によっては大きなものであった可能性もある。

しかし、本章（1）で取り上げたヤールとの貢税額の交渉において、北区の農民たちが挙げている金額（10 エイリル＝60 エル～2 フンドラズ＝240 エル）を、1260 年頃のアイスランド農民の価値感覚として「高額の出費」と捉えるならば、それに対して 20 エルは「莫大な出費」とはいえない。そのことから、20 エルという貢税額は、『ホーコン王のサガ』に描かれるように、アイスランド農民と王権側との事前の合意に配慮して定められたとみて大過ないと考えられる。

また、少なくとも、13 世紀後半の社会状況を描く希少な「同時代サガ」である『司教アールニのサガ』には、ノルウェー王への貢税自体に対する批判や抵抗は見当たらない。加えて、同サガ 38 章の記述は、税負担に対する認識について示唆的である。そこではまず、1274 年のリヨン公会議決議によって、十字軍遠征支援を主眼とし、全聖職者に 6 年間の臨時十分の一税が課されたことが言及されるが、それに対し、アイスランド内にはそのような出資を快く思わず、司教を詰難する者もいたと述べられているのである⁷²。ここからは、たとえ十字軍という目的であっても、農民たちの意思とは無関係に課された税が抵抗を招くという状況が窺える。この例も、税負担に先立つ合意形成を重視するという慣習の存続を裏付けるひとつの証左となるだろう。

本章の考察から、まず、『ホーコン王のサガ』では、ノルウェー王への貢税も、農民集団の合意を得て定められた負担であると強調されていることが確認できた。そのような、課税に先立ち被支配層の合意を求めるというプロセスは、前章で『ストゥルルンガ・サガ』を通してみた羊税賦課の場合と共通している。つまり、被支配層＝アイスランド農民の視点に立てば、ノルウェー王に対する貢税の承認も、大首領に対する羊税承認の延長線上で、同様の論理に基づいておこなわれたと考えうる。さらに、そのようなプロセスが、ほかならぬ『ホーコン王のサガ』に表現されていることは、少なくとも同サガが編纂され流布したと想定されるマグヌス改法王時代（単独統治 1263-1280 年）のノルウェー宮廷において、

アイスランド農民の合意重視の慣習が認識され、ある程度容認されていたことをも示すといえるだろう。

おわりに：王権受容の意味

以上の考察により、まずは羊税という 13 世紀中葉の臨時負担も、集会参加費と同様、原則として地域農民とゴジとの合意に基づく負担であることが確認できた。同時に、集会という回路を通じた農民集団の影響力と、その限界も観察された。

さらに、『ストゥルルンガ・サガ』中の羊税をめぐるやり取りと、『ホーコン王のサガ』中の貢税をめぐる駆け引きには、農民の合意に基づく課税という共通のレトリックが見出せる。そのことは、少なくとも今回検討対象としたサガが書かれ、共有されていた 13 世紀後半のアイスランド—ノルウェー宮廷という政治空間において、被支配層＝農民集団に対する、ゴジとノルウェー王のポジションの近さが認識されていたことを示唆する。そのような観点からすれば、ノルウェー王への臣従は、アイスランド農民の間で維持されていた伝統的な支配の構図（支配—被支配関係）の中に、ノルウェー王を配置する出来事とも捉えうるのではないだろうか。

ただし、上記の見解はあくまでも、税負担をめぐる交渉という一側面に焦点を当てた結果生じた像にすぎない。史料上、*tollr* と *skattr* という用語に明確な使い分けがみられるという一点からしても、ゴジと王権とが、単純に同列の支配者とみなされていたとはいえないだろう。特に 1270 年代後半からは、成文法や新たな行政システムの導入を通し、ノルウェー王／宮廷とアイスランド社会との利害対立も顕在化してゆく。ゴジと王との差異については、そのような状況変化を踏まえた上で、さらに多角的な検討が必要だろう。

また、本稿の対象はアイスランド内部の状況に限定されているが、13 世紀にノルウェー王権に臣従・貢税を誓い、その支配下に組み込まれてゆく地域はアイスランドのみにとどまらない。それら他の貢税地との比較についても、ノルウェー王権側の志向とともに、今後の課題としたい。

- ¹ 代表的なものとして、Patricia P. Boulhosa (2005), *Icelanders and the Kings of Norway: Medieval Sagas and Legal Texts* (The Northern World 17), Leiden. なお、21 世紀までの中世アイスランド史学の動向については、小澤実・松本涼・成川岳大・中丸禎子 (2007)「〈特集〉中世アイスランド史学の展開」『北欧史研究』24, 151-212 頁を参照のこと。(以下、既出引用文献に関しては「著者 (刊行年), ページ数」で示す。)
- ² 研究蓄積の偏りには、ナショナル・ヒストリーの伝統以外にも、古北欧語で書かれた散文物語「サガ」の比重が極端に高い、中世アイスランド史の特殊な史料状況が関係している。詳しくは、拙稿 (2008)「13 世紀アイスランドにおける平和維持—ノルウェー王権受容に関する一考察」『史林』91-4, 82-84 頁。
- ³ 拙稿 (2008), 72-105 頁。
- ⁴ 1100 年頃の調査では、4,560 の集会参加費負担農民が数えられている (『アイスランド人の書』10 章)。マグヌース・ステファーンソンは、中世期には、アイスランドの人口が 40,000 を超えることはなかったと見積もっている。Magnús Stefánsson, 'Iceland', Philip Plusiano (ed.), *Medieval Scandinavia: An Encyclopedia*, New York & London, 1993, p.312.
- ⁵ 集会、ならびにゴジシングマン制度の成立については、熊野聡 (1986)『北欧初期社会の研究』未来社, 175-188 頁に詳しい。
- ⁶ 「自由国」時代の法は口承で伝えられ、1117/18 年の冬に初めて書きとめられた。ともに 13 世紀後半作成の 2 写本といくつかの断片によって現在に伝えられており、「グラーガース」と総称される。
- ⁷ 960 年代と伝えられる制度改革以降、アイスランドは東西南北 4 つの行政区に区分されており、それぞれは四分區 fjórðungur と呼ばれる。
- ⁸ 単位 1 エル alin, öln (pl. alnar, álnir)=約 49cm。自家製の羊毛粗紡布ヴァズマール vaðmál が交換貨幣として用いられたことから、長さで価値を表現する。
- ⁹ Jesse L. Byock (1988), *Medieval Iceland: Society, Sagas and Power*, Berkeley, pp. 91-93 (『サガの社会史—中世アイスランドの自由国家』東海大学出版会, 1991 年); 阪西紀子 (1993)「中世アイスランドの私有教会制度」『比較法史研究 2』未来社, 233-276 頁。教会財産の管理権をめぐるのは 12 世紀末から司教と世俗有力者の間でしばしば対立が起こるが、13 世紀後半の司教アルニによる教会改革が一定の効果を挙げるまでは、その管理権は大幅に世俗有力者側に残された。
- ¹⁰ 全島集会へは、各ゴジに追従するシングマンのうち 9 人に 1 人が、地域の春季集会においてクジで選ばれ参加した。ただし、係争に関与している者には参加義務がある。
- ¹¹ バイヨックによるゴジの収入源に関する研究史整理 (Byock (1988), pp.84-87) によれば、19 世紀半ばにコンラート・マウラーがゴジの地位は財政的利益をもたらさず、むしろ財産を消耗させることすらあったという見解を出して以降 (Konrad Maurer (1852), *Die Entstehung des Isländischen Staats und seiner Verfassung*, München)、一世紀以上重大な反論は出されていない。バイヨック自身も、集会参加費によるゴジの利潤に関しては否定する。
- ¹² 詳しくは、Björn Þorsteinsson (1982), 'Tollr', John Danstrup et al. (eds.), *Kulturhistorisk Leksikon for Nordisk Middelalder fra vikingetid til reformationstid* 18, Viborg (2nd ed.), cols.452-454. なお、アイスランドに貨幣経済は浸透しておらず、各種の「税」は殆どの場合、バター、チーズ、家畜等の現物で支払われた。Byock (1988), p.80.
- ¹³ 神殿税については、熊野 (1986), 171-172 頁ならびに 178 頁に詳しい。
- ¹⁴ Björn Þorsteinsson (1982), col.453; 熊野 (1986), 172 頁。
- ¹⁵ Byock (1988), p.83.
- ¹⁶ Jón Viðar Sigurðsson (1999), *Chieftains and Power in the Icelandic Commonwealth*, Odense, pp.102-103.

¹⁷ 「大首領 stórhöfðingi (大ゴジ stórgoði)」「大農民 stórbóndi」は研究上の用語であり、史料原語ではない。農民の階層化については、Gunnar Karlsson (1972), 'Goðar og bændur', *Saga* 10, pp.5-57 (要約: 'Goðar and Höfðingjar in Medieval Iceland', *Saga-Book of the Viking Society for Northern Research* 19 (1977), pp.358-370); Jesse L. Byock (1986), 'The Age of the Sturlungs', in Elisabeth Vestergaard (ed.), *Continuity and Change: Political Institutions and Literary Monuments in the Middle Ages*, Odense, pp.27-42.

¹⁸ 大首領の支配領域形成に関しては、Jón Viðar (1999), pp.62-70.

¹⁹ Byock (1986), pp.34-35.

²⁰ Einar Ól. Sveinsson (1940), *Sturlungaöld: drög um Íslenska menningu á þrettánda öld*, Reykjavík, p.11. (*The Age of the Sturlungs: Icelandic Civilization in the thirteenth Century*, Ithaca, 1953)

²¹ ストゥルルング時代の農民像に関する、グンナル・カールソンとヘルギ・ソルラークソンの論争(年代順): Gunnar Karlsson (1972); Helgi Þorláksson (1979), 'Stórbændur gegen goðum: Hugleiðingar um goðavald, konungsvald og sjálfræðishug bænda um miðbik 13. aldar', in Bergsteinn jónsson et al. (eds.), *Söguslóðir: afmælisrit helgað Ólafi Hanssyni sjötugum 18. september 1979*, Reykjavík, pp.227-250; Gunnar Karlsson (1980), 'Völd og auður á 13. öld', *Saga* 18, pp.5-30; Helgi Þorláksson (1982), 'Stéttir, auður og völd á 12. og 13.öld', *Saga* 20, pp.63-113.

²² Byock (1988), pp.78, 86-87.

²³ Jón Viðar (1993), p.103. 彼の試算によれば、支配領域内すべての農民からの羊税徴収に成功したと伝えられる北部アースビョルン一族の場合、総額はおよそ羊 600 頭となり、100 頭の雌牛に相当する。これは、「グラーガース」の規定する自由人 1 人の賠償金(銀 100 エイリル≡雌牛 5 頭)のおよそ 20 倍に当たる。

²⁴ Orri Vésteinsson (2007), 'A Divided Society: Peasants and the Aristocracy in Medieval Iceland', *Viking and Medieval Scandinavia* 3, p.137.

²⁵ 『ストゥルルンガ・サガ』は大首領の抗争に関連するいくつかの独立したサガの編纂物である。編纂は 14 世紀初頭だが、個別のサガは抗争の最中、もしくは 13 世紀後半のうちに、大首領家系に近い有力者によって作成されたとみられている。Úlfar Bragason (2005), 'Sagas of Contemporary History (Sturlunga saga): Texts and Research', in Rory McTurk (ed.), *A Companion to Old Norse-Icelandic Literature and Culture*, Oxford, pp.427-446 参照。なお、同サガの史料性の問題については拙稿 (2008), 87 頁でも触れた。本稿では、刊本として Jón Jóhannesson, Magnús Finnbogason & Kristján Eldjárn (eds.), *Sturlunga saga I- II*, Reykjavík, 1946 (以下 *Sturl.*) を使用する。

²⁶ なお、羊税事例の抽出にあたっては、Byock (1988), p.78, note 2、Jón Viðar (1999), p.103、ならびに Gunnar Karlsson (2004), *Goðamenning: staða og áhrif goðorðsmanna í þjóðveldi Íslendinga*, Reykjavík, pp.317-318 を参照したほか、『ストゥルルンガ・サガ』刊本の事項索引を利用した。検索語句は、sauðakvöð, sauðatollr である。

²⁷ *Sturl.*I, p.342.

²⁸ 阪西紀子 (1996)「共同体による貧者の扶養? —中世アイスランドの 2 種類の「乞食」—」『一橋論叢』116-2, 48-51 頁。

²⁹ Byock (1988), p.78, note 2.

³⁰ コルベイン・ウンギ・アルノールソンの死の引き金となったストゥルラー族との抗争については、拙稿 (2008), 90-91 頁も参照。

³¹ *Sturl.*II, pp.68-69.

³² *Sturl.*II, p.69: [Eftir þat var fundr átt at Hestaþingshamri. Kom þar fjölmennnt um heraðit ok svá vestan um heiði. Var þá Brandr þar kosinn yfir allar sveitir þær, er áðr vǫru til nefndar. Hafði hann þá tekjur allar af sveitunum, þær er Kolbeinn hafði áðr haft, ok sauðatoll. Hafði hann bú mikit at Stað ok fjölmennt.]

コルベインは死に先立って、抗争を続けていたソールズ・カカリと和解し、オクスナダルヘイズと呼ばれる荒野以北の地域（ソールズの父が以前支配）をソールズに移譲している。そのため、「荒野」とはソールズの支配領域との境界を示しており、「荒野の西」がコルベインの後継者ブランドの支配領域となる。

³³ *Sturl.* II, pp.120-122.

³⁴ *Sturl.* II, p.122.

³⁵ *Sturl.* II, p.123: [Váru þá menn sendir í sauðakvöð um herað allt. Fekkst þat at kalla. Þorgils sendi Berg ofan til Brekku at fala slátrfé at þeim bræðrum, Óláfi ok Þórhalli. Fekkst þar ekki af. Gazt Bergi þó lítt at svörum þeira.]

³⁶ Gunnar Karlsson (1975), 'Frá þjóðveldi til konungsríkis', in *Saga Íslands* II, Sigurður Línal (ed.), Reykjavík, p.42.

³⁷ *Sturl.* II, pp.123-125.

³⁸ グンナル・カールソンも、ストゥルルング時代の強制的な「掠奪」*rán* と自発的な農民の寄与との差は不明瞭であると指摘している。Gunnar Karlsson (2004), p.318.

³⁹ Gunnar Karlsson (1975), pp.41-42.

⁴⁰ *Sturl.* II, pp.188-190. なお、ソールズ・カカリ自身は二度とアイスランドに戻ることはなく、1256年にノルウェーで死去。

⁴¹ *Sturl.* II, p.193.

⁴² *Sturl.* II, p.196: 「そのとき羊税は、北のフルータフィヨルド地域全体から集められた。」[Var þá höfð uppi sauðakvöð um herað allt norðan til Hrutafjarðar.]

⁴³ *Sturl.* II, p.207: [Þótti þeim nú Kolbeinn aftr kommin ok endrborinn, ok þá langaði æ eftir.]

⁴⁴ cf. Jenny M. Jochens (1980), 'The Church and Sexuality in Medieval Iceland', *Journal of Medieval History* 6, pp.377-392.

⁴⁵ *Sturl.* II, p.196: [hann var kominn með tvær hendr tómar.]

⁴⁶ Jón Viðar (1999), p.103.

⁴⁷ *Sturl.* II, p.200: [Skeggi hét maðr. Hann var messudjárn at vígslu. Hann var ráðamaðr at Hólum. Hann átti bú at Kálfsstöðum, vellauðigr at fé ok hafði gnótt í búi. En er sauða var kvatt, vildi hann engan sauð gefa ok ekki tillæti Þorgilsi gera.]

⁴⁸ *Sturl.* II, p.200.

⁴⁹ 「ヤール（侯）*jarl*」は、13世紀ノルウェー従士団内においては、王族に限られる「公*hertúg*」に次ぐ高位の称号。ギツルはヤール就任に伴い、アイスランド全島の3分の2（南区・北区・ボルガルフィヨルド）の支配権を授与されている。

⁵⁰ *Sturl.* I, p.525: [Var þá fjölmennt várþing. Efldu þá bændr í Skagafirði bú jarls. Gaf honum hverr maðr á, sá er þingfararkaupi átti at gegna.]

⁵¹ グンナル・カールソンは、農場焼き討ちの直後（1253年秋）にも、新たな農場に移ったギツルに対し、スカガフィヨルドの農民たちが同様の寄与をおこなったことを指摘している。Gunnar Karlsson (2004), p.318. ただし、ここでは「羊」の供出とは述べられていない。cf. 「アイスランド人のサガ」175章 (*Sturl.* II, p.496): 「その地域の農民たちは、そのとき彼〔ギツル〕の農場に関する出費を援助した。」[Bændr um heraðit efldu þá kost hans um búi.]

⁵² なお、個人としてではなく、集団としての農民にとって、ゴジを持つメリットの最たるものは、地域の平和維持であったと前稿で指摘した。拙稿 (2008), 88-90 頁。

⁵³ ノルウェーの描写が大半ではあるが、その合間にアイスランドの情勢についても言及される。執筆時期は正確には不明だが、少なくとも1263年から1284年（ストゥルラの死）までの間に書かれたと考えられる。14世紀中の断片に加え、14世紀末の写本によって伝来している。

⁵⁴ Gudbrand Vigfusson (ed.), *Hakonar saga, and a fragment of Magnus saga, with appendices*, London, 1887 (rpt.1964) (以下 *HKS*) , ch.59, p.52.

⁵⁵ *HkS*, ch.180, p.158.

⁵⁶ *HkS*, ch.257, p.252: [slíkar skatt-gjafir sem þeim semðisk.]

⁵⁷ *HkS*, ch.283, p.280: [ok stefndu saman öllum bóndum í Skagafirði, ok fluttu konungs-mál með Ívari. Kom á svá, at allir Skagafirðingar [ok Eyfirðingar] ok mestr þori bónda í Norðæendingna-fjórðingi, játuðu at gjalda konungi skatt, þvílíkan sem þeir urðuá sáttir við Ívar.]

⁵⁸ 以上の状況については、*HkS*, ch.300, p.309.

⁵⁹ *HkS*, ch.300, p.309: [Sunnlendingar mundu eigi svá djarfliga hafa neitat skattinum, ef þeir vissi at þat væri í mót vilja jarlsins.]

⁶⁰ *HkS*, ch.311, p.322: [at bændr hétu jarli stór-fé, at leysa þat gjald er á var kallat. Hétu sumir bændr tveim hundruðm ; sumir hundraði ; sumir tólf aurum, eða tíu aurum ; sumir muni minna. Ok er Hallvarðr spurði þetta, sagði hann, at konungrinn vildi eigi at bændr væri pínðir til svá mykilla fé-gjalda. Sagði hann, at konungrinn vildi hafa hlýðni af bóndum, ok slíkan skatt af landi sem þeim yrði öngvir afar-kostir í at gjalda; ok hét þó þar í mót hlynnendum ok réttarbótum.]

⁶¹ *HkS*, ch.311, p.323: [flestir inir beztu menn ór Norðlendinga-fjórðungi, ok af Sunnlendingum fyrir útan Þjórsá]

⁶² *HkS*, ch.311, p.323: [útan Sunnlendingar fyrir austan Þjórsá, ok Austfirðingar]

⁶³ Gunnar Karlsson (1975), p.44.

⁶⁴ 『ホーコン王のサガ』には、監修者であるマグヌス改法王の統治理念の影響が強いと考えられる。拙稿 (2008), 93 頁参照。

⁶⁵ *Diplomatarium Islandicum: Íslenzkt fornbréfasafn* (以下 *DI*), vol.1 (Copenhagen, 1857-76), pt.3, p.620: [Þat var sam mæli bænda fyrir nordan land og sunan. 1. at þeir jatudu æfinlegan skatt herra N.konungi land og þegna med suordum Eidi .xx. alnir huer saa madr. sem þingfarar kaupi aa at gegna.]

⁶⁶ Boulhosa (2005), p.117 および p.111, Table 2 参照。

⁶⁷ Byock (1986), p.39.

⁶⁸ Már Jónsson (ed.), *Jónsbók: Lögbók Íslendinga hver samþykkt var á alþingi árið 1281 og endurnýjuð um miðja 14.öld en fyrst prentuð árið 1578*, Reykjavík, 2004 (以下 *Jónsbók*), pp.97-98. cf. Björn Þorsteinsson & Sigurður Línal (1978), ‘Lögfesting Konungsvalds’, in Sigurður Línal (ed.), *Saga Íslands III*, Reykjavík, p.93.

⁶⁹ *Jónsbók*, p.82. cf. Björn Þorsteinsson & Sigurður Línal (1978), p.61.

⁷⁰ *Jónsbók*, pp.81-82.

⁷¹ 1 マルク mörk=8 エイリル lögeyrir=48 エル。換算率については、Gunnar Karlsson (2007), *Ingangur að Miðöldum: Handbók í íslenskri miðaldasögu I*, Reykjavík, pp.292-296 を参照した。

⁷² *Árna saga Biskups*, ch.38, Guðrún Ása Grímsdóttir (ed.), *Biskupa sögur III* (Íslenzk fornrit 17), Reykjavík, 1998, p.55.

【本稿は平成 20 年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。】